

●貸しロッカーの利用料金●

貸しロッカー	1個（ロッカー）につき 年間2,400円 *中途貸付の場合は、年度の残りの月数（1日でも1月とする） に200円を乗じた額
--------	---

●貸しロッカー利用の取扱い●

1. 貸付期間
貸付期間は、毎年4月1日～3月31日までの1年間とする。
2. 貸付単位
1団体1個を原則とする。
3. 利用料金
年間2,400円とする。
利用者は市の指定する日までに所定の料金を一括納入とする。
納入期間内に正当な理由なく納入のない場合は、利用申込みがなかったものとみなし、新たな利用団体を受け付ける。
ただし、中途貸付の場合は、年度の残りの月数（1日でも1月とする）に200円を乗じた額を利用許可の際に一括納入とする。
4. 利用対象者
大分市市民活動・消費生活センターに登録している団体を対象とする。
5. 利用申請
利用を希望する団体は「利用申込書」にて、利用申請を行う。
6. 利用者の決定方法
(1) 毎年公募し、期限内に申込みのあった団体から決定する。
(2) 希望者が多数の場合、第三者立会いのもと、抽選を行う。
なお、次点以下は補欠とする。
7. 利用の許可等
利用を許可した団体へは、ロッカー番号を指定した「利用許可証」を発行し、鍵を渡す。
8. 利用料金の返還
徴収した利用料金は返還しない。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
(1) 市の都合により利用を取り消した場合。
(2) 天災、地変その他不可抗力により利用ができなくなったとき。
(3) その他市長が特に必要があると認める場合。
9. 鍵の紛失等
利用者が鍵を紛失した場合、ロッカーを毀損した場合には実費弁償を求める。
また、再三紛失する者、故意に毀損する者については利用を取り消す。